

令和6年4月1日から 障害のある人(※1)に対する 合理的配慮の提供が 行政機関等(※2)だけでなく 民間事業者も義務化されました!

学校で合理的配慮を提供するまでの流れ

意思の表明
(担任等の気付き
から検討される場
合を含む)



留意点1)
障害のある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を必要しているとの意思の表明から始まります。

障害の状態や学校
生活上で困ってい
ることの実態把握

留意点2)
本人・保護者からの申出や意思表示がない場合でも、困難さが感じられた場合には、学校は適切な配慮について検討します。

ケース会議や校内
委員会などで話し
合い、対応を考え、
関係者で情報を共
有します。



留意点3)
本人・保護者からの相談等の申出に基づき建設的な対話により可能な限り合意形成を行い、合理的配慮を決定・実行します。

・専門アドバイザー等の
専門家の活用
・過度な負担等がある場
合は、代替案を検討

留意点4)
合理的配慮の提供者の負担が重すぎない
範囲で対応を行います。

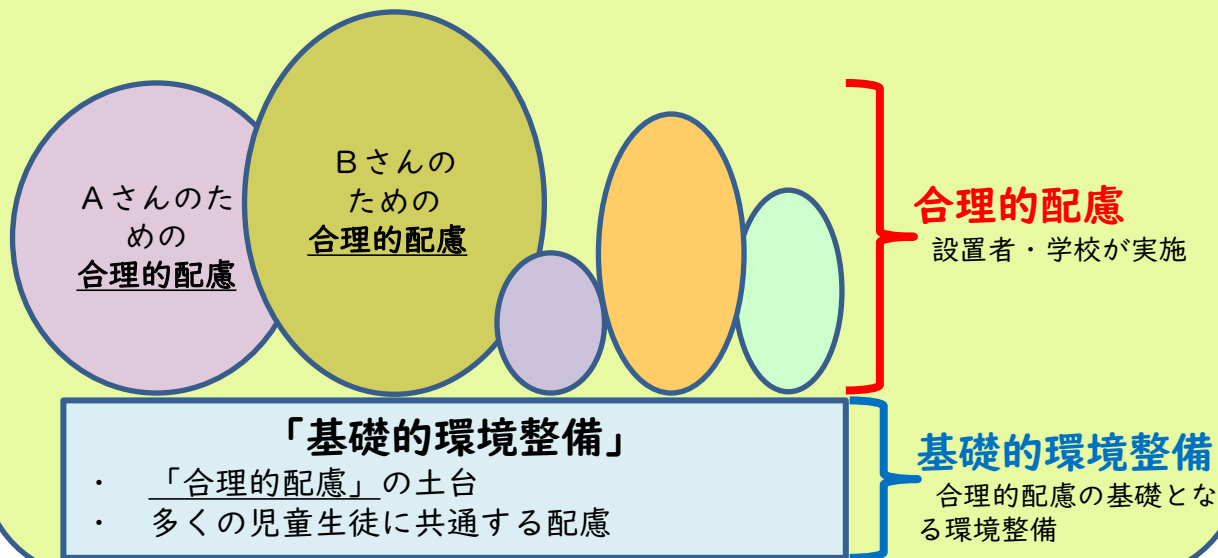
合理的配慮の決定・提供

配慮の内容は、個別の教育支援計画に明記することが望まれます。また、個別の指導計画にも活用していきます。

※1) 障害者差別解消法の対象となる「障害のある人(障害児も含む)」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます)、その他の心や体のはたらきに障害(難病に起因する障害も含まれます)がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です。

※2) 行政機関においては、平成28年度からすでに義務化されています。

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



学校における合理的配慮の観点(3観点11項目) ※個別に提供

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

② 支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

③ 施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備(8観点) ※不特定多数に提供

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

群馬県における合理的配慮の事例を下記に掲載いたしました。参考にご覧ください。



- 心配事・不明点等がありましたら、まずは学校(担任等)にご相談ください。
- または、群馬県教育委員会事務局 特別支援教育課 指導係にお問合せください。(027-226-4656)

合理的配慮 事例集

令和6年9月
群馬県教育委員会
特別支援教育課

学校における合理的配慮の観点

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮・・・事例①、②、⑤
- ①-1-2 学習内容の変更・調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・事例③

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮・・・・・・・・・・事例④
- ①-2-2 学習機会や体験の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・事例⑥
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・事例⑦

② 支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・事例⑧
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮・・・事例⑨
- ②-3 災害時等の支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・事例⑩

③ 施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化・・・・・・・・・・・・・・・・・・事例⑪
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮・・・事例⑫
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

学校における合理的配慮の観点

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

障害の種類・状態

知的障害

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人・保護者

意思の表明・相談内容

軽度知的障害があり、先の見通しがもてず、不安になりやすいため、安心して学校生活を送れるようにサポートしてほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- 1日の予定や1時間の学習の予定を黒板や小さなホワイトボードで提示し、確認できるようにした。
- 1日の始まりや授業の開始時に、予定を確認するようにした。



学校における合理的配慮の観点

学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

障害の種類・状態

視覚障害

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人・保護者

意思の表明・相談内容

両眼矯正視力0.3程度、視野狭窄があり、板書やプリントの文字や表の大きさなどを拡大する等、本人の障害に合わせた視覚支援を行ってほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- 最前列に座席を配置した。
- 本人が認識できる文字の大きさを板書をした。
- 拡大教科書やデジタル教科書の使用を提案した。



学校における合理的配慮の観点

学習内容の変更・調整

障害の種類・状態

学習障害

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

保護者

意思の表明・相談内容

書くことや読むことの困難さがあるため、本人が取り組めるよう言葉かけや支援をしてほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- テストの際、問題文の読み上げや時間の延長をした。
- 授業者がポイントのみ穴埋めできる板書ノートを作成し配布することで、書く量を少なくした。



学校における合理的配慮の観点

情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障害の種類・状態

構音障害

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人

意思の表明・相談内容

原稿を読んだり、音声化したりすることは難しいが、代読ではなく自分で表現したい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- iPadを使用し、発表内容を文字入力してテキスト化した。
- 発表の場面では、読み上げ機能を活用し自分の考えを発表するようにした。



学校における合理的配慮の観点

情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障害の種類・状態

聴覚障害（両耳補聴器装着）

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人

意思の表明・相談内容

机や椅子を引きずる音を拾いやすく、授業中の先生の声や友達の声が聴き取りにくいので、配慮してほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

○教師等の声が聞き取りやすくなるように、学級内全ての机や椅子の脚に不要になったテニスボールを装着した。



学校における合理的配慮の観点

学習機会や体験の確保

障害の種類・状態

病弱・身体虚弱

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人・保護者

意思の表明・相談内容

治療で入院中のため病室を出ることができないので、病室で授業を受けたい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- 体調や病状に応じて同時双方向型のオンライン授業を実施した。
- 教員が病室を訪問して学習機会を保障した。



学校における合理的配慮の観点

心理面・健康面の配慮

障害の種類・状態

情緒障害

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人・保護者

意思の表明・相談内容

小学校2年生の夏頃から家庭以外で話をしなくなった。質問や発表をする場面では、緊張感と不安感がある。筆談やうなずきなどで意思表示はできるが、困ったときの対応に不安があるので、配慮してほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- 発声を促すような働きかけはせず、意思表示カードやタブレット端末などの活用を提案した。
- うなずきができるため、「はい」「いいえ」で答えられる質問をするようにした。
- 本人の対応について、校内で共通理解を図り、すべての教職員が同じ対応ができるようにした。

分からないので
教えてください

休みたいです

学校における合理的配慮の観点

専門性のある指導体制の整備

障害の種類・状態

自閉スペクトラム症

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

保護者

意思の表明・相談内容

ASD、ADHDの診断を受けており、感覚過敏や本人独特のこだわりがある。学校環境に適応し、自信をもって学校生活を送れるように配慮してほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- 発達障害に関する校内研修を実施し、全ての教職員が障害特性について理解を深められるようにした。
- 個別の指導計画に基づいて、担任と支援員が連携して一貫した支援を行うことで、学校環境に適応できるようにした。



学校における合理的配慮の観点

幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

障害の種類・状態

注意欠如多動性障害

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人・保護者

意思の表明・相談内容

クラスの友達から「〇〇君はなんで～ができないの？」
と言われた。本人ができることに目を向けてほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

○対象生徒の得意なことやできたことを機会あるごとに学級で称賛し、お互いの良い面を認め合えるような受容的な学級作りに努めた。



学校における合理的配慮の観点

災害時等の支援体制の整備

障害の種類・状態

知的障害

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人・保護者

意思の表明・相談内容

状況を判断することが難しいため、地震や火災で逃げ遅れないように配慮してほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- 対象児の状況について、全職員で情報共有した。
- 避難訓練等で対象児の避難の仕方について確認した。
- 避難する際には、担任、または支援員、教務主任のいずれかと共に避難することを確認した。



学校における合理的配慮の観点

校内環境のバリアフリー化

障害の種類・状態

肢体不自由

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人・保護者

意思の表明・相談内容

肢体不自由があるため、安全にトイレの利用ができるよう、トイレに手すりを付けてほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

○本人の身長に合わせた高さの手すりをトイレに設置した。



学校における合理的配慮の観点

発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

障害の種類・状態

病弱・身体虚弱

合理的配慮の提供の意思の表明をした者

本人・保護者

意思の表明・相談内容

体調不良が続いているために、長い時間教室で学習ができないかもしれない。体調不良を訴えた場合には一時的に休ませてほしい。

学校の対応（合意形成した合理的配慮）

- 保健室の一角に、いつでも休息できるスペースを確保した。本人からの訴えに応じて休息した。
- 無理のない範囲で学習活動を継続した。

